

駒ヶ根市新型コロナウイルス緊急経済対策事業 令和4年度駒ヶ根市一般会計補正（第4号）予算関連 事業概要説明資料

令和4年6月

令和4年度 駒ヶ根市新型コロナウイルス緊急経済対策事業 一覧

【総事業費】 296,515千円 （うち補正予算第4号規模 100,088千円）

【財 源】 国庫支出金 （子育て世帯生活支援特別給付金給付補助金、
地方創生臨時交付金）

● 市民の生活維持及び下支えのための対策

No. 17	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	37,388千円
	（No. 17-1 ひとり親世帯分	19,388千円）
	（No. 17-2 ひとり親世帯以外分	18,000千円）
No. 18	生活困難者生活支援特別給付金事業	7,700千円
	（No. 18-1 住民税非課税世帯分	1,000千円）
	（No. 18-2 低所得の子育て世帯分	6,700千円）
No. 20	小中学校校外活動バス利用補助事業	5,000千円

● 事業者の事業継続及び雇用維持のための対策

No. 19	宿泊施設利用促進事業（駒ヶ根お宿割「第2弾」）	50,000千円
---------------	--------------------------------	-----------------

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援
特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）

事業費：19,388千円

目 的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

事業の概要・内容

以下の対象者①～③に対して児童1人当たり5万円を支給

給付金：18,500千円（50千円×370件）

事務費： 888千円

※①積極支給 ②申請による支給

対象者

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている者

実施期間

令和4年6月～令和5年2月末

担当部署

民生部 福祉課 内線311

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援
特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外分）

事業費：18,000千円

目 的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

事業の概要・内容

以下の対象者①及び②に対して児童1人当たり5万円を支給

給付金：15,000千円（50千円×300件）

事務費：3,000千円

※①積極支給 ②申請による支給

対象者

- ①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
- ②対象児童（令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）の養育者であって、以下のいずれかに該当する者
 - ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者

実施期間

令和4年7月～令和5年2月末

担当部署

民生部 福祉課 内線311

生活困難者生活支援特別給付金事業
（住民税非課税世帯分）

事業費：1,000千円

目 的

生活困難者の生活を支援するため、原油価格・物価高騰分を国の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」に上乗せし、対象世帯へ支給する。

事業の概要・内容

以下の国の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」対象者①及び②に5,000円を上乗せして支給
給付金：1,000千円（200世帯（見込）×5千円）

（ただし、令和3年度の原油価格高騰対策事業における生活支援特別給付事業の給付金を受給した者を除く）

※①積極支給 ②申請による支給

対象者

国の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」対象者

①住民税非課税世帯

同一世帯の全員が、令和3・4年度分の住民税の均等割が非課税世帯

②家計急変世帯

令和3年1月以降①と同水準相当 ※申請による給付

実施期間

令和4年7月～令和5年3月末

担当部署

民生部 福祉課 内線311

生活困難者生活支援特別給付金事業
（低所得の子育て世帯分）

事業費：6,700千円

目 的

生活困難者の生活を支援するため、原油価格・物価高騰分を国の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」に上乗せし、対象世帯へ支給する。

事業の概要・内容

令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金受給者
児童1人あたり10千円を上乗せして支給

給付金：6,700千円（10千円×670件）

- ①ひとり親世帯（約370件）
- ②ひとり親世帯以外分（約300件）

対象者

令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金受給者

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者 等
- ②令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者 等

実施期間

令和4年6月～令和5年3月末

担当部署

民生部 福祉課 内線313

宿泊施設利用促進事業
対象者限定 駒ヶ根お宿割【第2弾】

事業費：50,000千円

目 的

新型コロナウイルス感染拡大により大きく落ち込んだ旅行需要の早期回復と地域の観光消費喚起を目的に、旅行者に対し市内宿泊施設における宿泊代金の割引、及び飲食店等で使えるクーポン券の配布を行う。

事業の概要・内容

市内の宿泊施設利用者を対象に3,000円の割引、及び1,500円の観光クーポンの配布。

事業費：50,000千円

（内 訳） 宿泊費割引補助：30,000千円 観光クーポン券：15,000千円 （ともに合計10,000泊分）

委託料：4,200千円（広告宣伝業務、特産品発送業務） 事務費：800千円

割引対象施設：市内宿泊施設 観光クーポン券利用施設：市内飲食店、土産物店など

宿泊代金割引額：1人1泊 3,000円（連泊の場合は、最大2泊を上限とする。）

観光クーポン券：1人1泊 1,500円 分

抽選会：お宿割利用者へ特産品が当たる抽選会への応募用紙を渡し、「駒ヶ根ファン」の獲得を目指す。



対象者

市内の宿泊施設を利用(宿泊)した長野県民及び近隣県民
※近隣県民：群馬県、埼玉県、新潟県、富山県、石川県、
山梨県、福井県、愛知県、三重県（長野県「信州割
SPECIAL宿泊割」と同じ）

実施期間

令和4年7月中旬～令和5年2月1日

担当部署

産業部 商工観光課 内線441

小中学校校外活動バス利用補助事業

事業費：5,000千円

目的

ウィズコロナの状況下で感染症防止対策を図り、児童・生徒が安心して校外活動を行うことを目的に、バス移動時の密を避けるため、民間バスの利用に補助する。

事業の概要・内容

バス移動時の密状態を回避するため民間バスを活用して感染症防止対策を図り、安心・安全に学校行事を推進する。

【貸切バス代】

大型バス（1日）83,000円×6回＝498千円
大型バス（半日）60,500円×50回＝3,025千円
中型バス（1日）72,000円×6回＝432千円
中型バス（半日）55,000円×19回＝1,045千円
合計 5,000千円



対象者

小中学校の児童・生徒・職員

実施時期

令和4年7月～令和5年3月

担当部署

教育委員会 子ども課 内線705

令和4年度 駒ヶ根市新型コロナウイルス緊急経済対策事業 経過

(1/2)

区分	No.	種別※	主な事業及び内容	事業費
当初予算 (R4.3.18)	1	D	市議会タブレット端末及びペーパーレス会議システム導入	7,534千円
	2	A	地区避難施設Wi-Fi整備	960千円
	3	A	中沢支所・東伊那支所空調設備設置工事	2,600千円
	4	D	こまタク予約配車システム実証事業	4,728千円
	5	D	環境配慮型モビリティ実証事業（山麓周遊システム実証事業）	3,834千円
	6	B	農業経営者「収入保険」加入支援事業	2,500千円
	7	A	農村環境改善センター空調設備設置工事	1,750千円
	8	A	シルクミュージアム空調設備改修工事	22,660千円
	9	B	中央アルプス魅力体感事業	3,000千円
	10	A	文化センター空調設備設置・更新工事	14,630千円
	11	A	文化センタートイレ改修工事	13,431千円
補正予算第1号 (R4.3.18)	12	B	稲作農家経営支援事業	21,350千円
	13	B	畜産農家経営支援事業	1,500千円
	14	B	中小事業者応援金	82,500千円

※「種別」の凡例

A 市民の生活維持及び下支えのための対策

B 事業者の事業継続及び雇用維持のための対策

C 地域経済活性化及び需要喚起

D 新しい生活様式のための対策

令和4年度 駒ヶ根市新型コロナウイルス緊急経済対策事業 経過

(2/2)

区分	No.	種別※	主な事業及び内容	事業費
補正予算第3号 (R4.6.6)	15	A	生活困窮者自立支援金支給事業	3,150千円
	16	D	ふるさとの家施設改修事業	10,300千円
補正予算第4号 (R4.6.24)	17 -1	A	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 (ひとり親世帯分)	19,388千円
	17 -2	A	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 (ひとり親世帯以外分)	18,000千円
	18 -1	A	生活困難者生活支援特別給付金事業 (住民税非課税世帯分)	1,000千円
	18 -2	A	生活困難者生活支援特別給付金事業 (低所得の子育て世帯分)	6,700千円
	19	B	宿泊施設利用促進事業（駒ヶ根お宿割「第2弾」）	50,000千円
	20	A	小中学校校外活動バス利用補助事業	5,000千円

※「種別」の凡例

A 市民の生活維持及び下支えのための対策

B 事業者の事業継続及び雇用維持のための対策

C 地域経済活性化及び需要喚起

D 新しい生活様式のための対策